

第2回 熱海市特別職報酬等審議会

日 時	平成23年8月24日（水曜日） 午後1時 開会
場 所	第1会議室
出席者 10名	<p>鵜澤 精一 委員（熱海商工会議所会頭）</p> <p>森田 金清 委員（一般社団法人熱海市観光協会代表理事）</p> <p>内田 進 委員（熱海温泉ホテル旅館協同組合理事長）</p> <p>渡邊 修 委員（熱海建設業協会会長）</p> <p>鈴木 秀旺 委員（熱海市町内会長連合会会長）</p> <p>瀧野 慶子 委員（熱海女性連絡会会長）</p> <p>藤田 昌弘 委員（社団法人熱海青年会議所理事長）</p> <p>井沢 共一 委員（前熱海市議会議員）</p> <p>宮崎 和作 委員（学識経験者）</p> <p>仲田 洋子 委員（学識経験者）</p>
事務局等	<p>森本総務部長</p> <p>仁科行政経営課長</p> <p>吉澤監査委員事務局長</p> <p>荒田人事室長</p> <p>佐藤人事副室長</p> <p>青木主査補</p> <p>横川主事</p>
傍聴関係	<p>（一般）なし</p> <p>（報道）熱海・伊豆毎日・静岡・朝日</p>
配布資料	別添のとおり

1 審議事項

- (1) 追加資料説明
- (2) 意見交換等

2 審議内容（要約）

(1) 追加資料説明

ア 次に掲げる事項について、審議会資料等により事務局から説明した。

(ア) 前回要求のあった、県内各市の議員の平均年齢等に関する調べを作成。年齢、専業、兼業等各市様々であること。

(イ) 固定資産評価員の給料額について、前回資料から修正を行ったこと。固定資産評価員を非常勤とするとともに、当該報酬額を定めないことを標準としたこと。

(ウ) 行政委員等の報酬について、改定（案）を示したこと。

(エ) 静岡県内では、初となる月額及び日額の併用報酬制を採用したこと（教育委員会の委員長及び委員並びに選挙管理委員会の委員長及び委員の報酬額）。

(オ) 裁判所における裁判と同様の過程を経て審査をする行政委員会を『準司法的権限を有する行政委員会』と説明し、同一の報酬額としたこと（固定資産評価審査委員会、公平委員会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の長及び委員の報酬額）。

(2) 意見交換

ア 市長・副市長の給料の額については、以下のとおりであった。

(質問) 特例減額をやめて、現在の条例月額である平成4年度を基準として10%減額すると、実質「値上げ」ではないか。現在は特例減額をしているが、職員給与も特例減額をやめる場合は、給与体系の見直しが必要ではないか。

(回答) 特例減額は、現在の市長の考えで実施したもの。今後の特例減額については、人事院勧告や国家公務員の給与削減等も勘案しながら検討していく予定。今回の改定は、基準となる平成4年度をベースに御検討いただきたい。

(質問) 平成24年度からは特例減額がなくなり、改定後の給料額で行うということであるらしいか。

(回答) そのとおり。

(質問) 特例減額を打ち切るとは、財政上可能か。また打ち切ることにより、給料が上がることについては、説明責任を果たして欲しい。

(回答) 特例減額については、来年度予算編成の過程で、精査することになる。

(質問) 熱海市は、歳入に対する市税の割合が59.8%と一番高い。これはどういう意味か。

(回答) 県内他市に比べて自主財源の割合が多いため、国県支出金等に過大な依存をしながらも行政運営ができることを意味する。

- (意見) ・特例減額前の給料月額、人口10万人規模の市と変わらず、特例減額中は県内でも低いレベルということが分かった。
- ・改定(案)は、人口規模に近い伊豆の国市の次に少ないということで納得ができる。
 - ・熱海方式事業仕分けで補助金の見直しを行っている中で、特例減額をやめることによって、増加が見込まれる人件費の財源に充てるという解釈ができてしまう。よって、議論は慎重に行っていただきたい。

イ 議員報酬と政務調査費の額については、以下のとおりであった。

(質問) 日額、月額併用は可能か。

(回答) 根拠法、国会議員の歳費等は月額措置であることから、月額を基本に御審議をお願いしたい。

(質問) 他市では専門の議員は、議員報酬のみで生計を営んでいるのか。

(回答) 追加資料のとおり、各市様々な状況であるが、個別の状況についての資料はない。

(質問) なぜ、今まで政務調査費がなかったのか。

(回答) おっしゃるとおり、今まで政務調査費はなかった。しかし、今回の審議で必要となれば、その旨を答申していただきたい。

(意見) ・人口規模で単純比較すると、改定(案)も十分とは言えないのではないかと。人口が熱海市と近い市を参考にしてみてもどうか。

- ・日額制の検討は厳しいようだが、先例自治体があるので可能ではないか。パブリックコメント等で意見を募るのも良いのではないかと。
- ・志のある方には、議員活動を行うための財源的保証をしなければならない。議員活動分については、例えば政務調査費で措置する等が必要ではないかと。
- ・新しい公共という概念では、議員活動はボランティアの一環としても考えられる。
- ・政務調査費は、様々な問題も他市にはあると聞く。必要といえるのか。
- ・議員活動には、経費が生じるのは理解できるので、報酬を下げるならば、政務調査費も検討しなければならないと考える。

(その他) 委員からの提案により、次回、議員から直接意見を聴くこととなった。

ウ 教育長と固定資産評価員の給料の額については、以下のとおりであった。

(質問) 10%減は適当か。

(回答) 20年間見直しをしていなかったなので減額はやむを得ない。

(質問) 教育長の退職手当の計算方法と支給について。

(回答) 諸手当は含めず、給料月額に100分の20を乗じ、在職月数を乗じる。教育長を退職すると支給される。

エ 行政委員等の報酬の額については、以下のとおりであった。

(質問) 教育委員会委員の活動内容は。

(回答) 定例会は年12回、臨時会は平成22年度は4回、打合せは年12回、会議以外の活動として、県研修会、委員長会、幼稚園卒園式、小中学校の卒業式等。活動状況は、平均して月3回となる。

(質問) 行政委員の報酬も平成4年度が基準か。

(回答) そのとおり。

(質問) 行政委員報酬の削減による効果額は。

(回答) まだ試算だが、1千万円程度。

(質問) 無報酬の委員会の委員はいるのか。

(回答) 無報酬の委員会の委員はない。改定(案)では、日額4,500円が最低でも支払われる額。

終了時刻 14:30

3 次回開催日程

9月9日(金)午後1時に開催することで各委員了承。

次回は、議員との意見交換等を予定。